

ただし、事業計画の熟度が低く、事業計画による影響要因が明確でないなど、このような重点化・簡略化による手法の選択が方法書段階では明確にできない場合には、方法書手続の後、事業計画の熟度が高まった段階において、予備調査を実施して、重点化・簡略化の整理に基づく具体的な手法を選定するといった段階的な手順を踏むことも可能である。そのような場合には、以下のような内容を方法書に明記することが望ましい。

[段階的手順を踏む場合の記載事項]

- ・予備調査の手法
- ・重点化・簡略化に対する判断の観点
- ・想定される重点化及び簡略化手法の選択メニュー（併記）

エ 調査・予測・評価手法

方法書段階では、先の重点化・簡略化の整理結果から、事業者が適切かつ実施可能と判断した手法について、適用可能な技術手法に関する既存の知見に照らして選定する。

【記載上の留意点】

- ・方法書に示した項目及び調査・予測・評価手法の検討結果が最善かどうかについては、方法書手続を通じて寄せられる意見を参考として判断することとなるので、それらの意見を踏まえ、必要に応じて項目・手法の見直しを柔軟に行い、対象地域に最もふさわしい適切な項目・手法を選定する必要がある。
- ・調査・予測・評価は一連の作業フローの中で行われるものであり、その過程で環境保全措置の検討、事業計画へのフィードバック等が繰り返される。さらには調査により新たな要素が発見されることもあることから、随時補足的な調査が必要となったり、調査結果に応じて新たな予測手法の適応を検討する必要性が生じるなど、流動的な側面もある。方法書に示した調査・予測・評価の実施計画を変更した場合にはその内容と変更理由を整理して準備書に記載することが必要となる。
- ・調査・予測・評価手法には、現時点では開発途上にある技術も多く、それらのアセスメントへの適応技術の確立や選択に当たっての適性の目安等については、今後の研究や実績の積み重ねを必要とする。しかし、アセスメントの技術手法をより良いものへと向上させていくためには、これらの関連分野の研究や技術開発の進展を迅速に取り入れながら、個々の案件ごとに最新の技術の導入を積極的に行い、アセスメントへの適応の実績が積み重ねられていくことが期待される。

その他、環境影響評価方法書の作成に当たっての留意事項は、表4-1のとおりである。

表4-1 環境影響評価方法書の作成に当たっての留意事項

- 広く一般住民が理解できるよう、分かりやすく簡潔な文書で記述すること。
- 学術用語、法令用語等には注釈を付けること。
- 客観的な事実と、それを基に推論した見解とは、明確に区別すること。
- 地図情報は、位置等が明確に判読可能なものを用いること。
- 各種地図情報は、縮尺及び範囲を統一すること。なお、統一しない理由がある場合は、明記すること。
- 地図情報には、事業計画地を明示すること。
- 文献又は資料等を用いる場合は、出典（著者名、名称、調査年等）を明記するとともに、できる限り信頼性が高く、最新のものを用いること。
- A4縦の用紙に横書きとすること。なお、図表等についてそれを超えるサイズの用紙を使う場合は、A4に折り込むこと。
- 事業計画の概要については、その時点で明らかにできる計画をできる限り具体的に示すこと。
- 事業計画における環境保全計画は、その時点で把握されている環境情報に基づきできる限り具体的に示すこと。なお、事業計画の策定の経緯等についても示すこと。
- 地域の概況については、予備調査の結果を基に必要な事項を整理し示すこと。記載に当たっては、図表等を活用し、データ等の羅列や必要以上に広域な情報の記載は避けること。
- 調査計画については、調査地域・地点・ルート、期間・頻度等をできる限り明確に示すこと。

環境影響評価方法書の作成に当たっての構成例は、表4-2に示すとおりである。なお、この例は、事業特性及び地域特性を考慮し、修正するものとする。

表4-2 環境影響評価方法書の構成(例)

第1章	事業者の氏名及び住所	(9) 法令の規制等の状況
第2章	事業計画の概要	(10) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況
1	事業の目的	(11) その他の事項
2	事業の内容	
3	事業の種類	第4章 環境影響評価の項目並びに並びに調査、予測及び評価の手法
4	事業の規模	1 環境影響評価の項目
5	事業実施区域	(1) 環境影響評価の項目
6	事業計画	(2) 環境影響評価の項目の選定理由
	(1) 土地利用計画	2 調査、予測及び評価の手法
	(2) 施設計画	(1) 大気質
	(3) 工程計画	ア 調査の方法
	(4) 施設運営計画	イ 予測の方法
	(5) 造成計画(土石採取、廃棄計画を含む。)	ウ 評価の方法
	(6) 緑化計画	(2) 騒音
	(7) 防災計画	(3) 振動
	(8) 環境保全計画	(4) 悪臭
	(9) 関連事業計画	(5) 風害
第3章	地域の概況	(6) 低周波空気振動
1	自然的状況	(7) 水質
	(1) 大気環境の状況	(8) 底質
	(2) 水環境の状況	(9) 地下水
	(3) 土壌及び地盤の状況	(10) 水利用
	(4) 地形及び地質の状況	(11) 雨水排水
	(5) 動植物及び生態系の状況	(12) 流向及び流速
	(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	(13) 潮流
2	社会的文化的状況	(14) 地形及び地質
	(1) 人口及び産業の状況	(15) 地盤
	(2) 行政区画の状況	(16) 土壌
	(3) 土地利用の状況	(17) 日照障害
	(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	(18) 光害
	(5) 交通の状況	(19) 動物
	(6) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況	(20) 植物
	(7) 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備の状況及び将来の計画	(21) 生態系
	(8) 都市計画法に基づく地域地区の状況	(22) 景観
		(23) 人と自然との触れ合いの活動の場
		(24) 文化財
		(25) 廃棄物等
		(26) 温室効果ガス等